

自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に
関する関係閣僚会議の設置について

〔 令和 6 年 10 月 9 日
内閣総理大臣決裁 〕

1. 一層厳しさを増す安全保障環境の中、我が国の平和と独立を守るため身をもって責務の完遂に努めている自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立等のための方策を取りまとめるため、自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官
	防衛大臣
構成員	国家公務員制度担当大臣
	国家公安委員会委員長
	総務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣

3. 会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、防衛省において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。